

宇城市国土強靱化地域計画

令和 2 年 6 月

(令和 6 年 2 月一部改訂)

熊本県 宇城市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
(1) 強靱化に向けた取組姿勢	
(2) 効率的かつ効果的な施策の推進	
(3) 地域の特性に応じた施策の推進	
第2章 想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 本市の地域特性	
(1) 地理的特性	
(2) 自然環境	
2 対象とする自然災害	
(1) 風水害	
(2) 地震災害	
第3章 脆弱性評価及び対応方策・・・・・・・・	9
1 起きてはならない最悪の事態の設定	
2 評価の実施手順	
3 評価の結果及び対応方策	
第4章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	38

【別紙】強靱化の対応方策に基づく取組一覧

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成２５年１２月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された。同法に基づき、平成２６年６月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組が進められている。

こうした中、平成２８年４月に発生した熊本地震では、本市においても多くの負傷者が発生し、建物や公共施設、土木インフラ等に多大な被害をもたらした。

本市では、平成２９年３月に、震災からの早期復旧・復興を含めた総合的なまちづくりの指針である「第２次宇城市総合計画」を、更に平成３０年３月には、震災復興に係るハード面での短期的・重点的な取組の方向性を定めた「宇城市復興まちづくり計画」を策定して、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

また、風水害も過去に多数発生しており、特に平成１１年の台風１８号による高潮被害では、不知火町で１２人もの犠牲者を出す甚大な被害に見舞われた。

全国に目を向けると、平成３０年７月の豪雨災害では、西日本を中心に記録的な大雨となり、２００人を超える犠牲者を出したほか、令和元年東日本台風（台風１９号）では、関東地方を中心に人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が生ずるなど、毎年のように風水害が発生している。

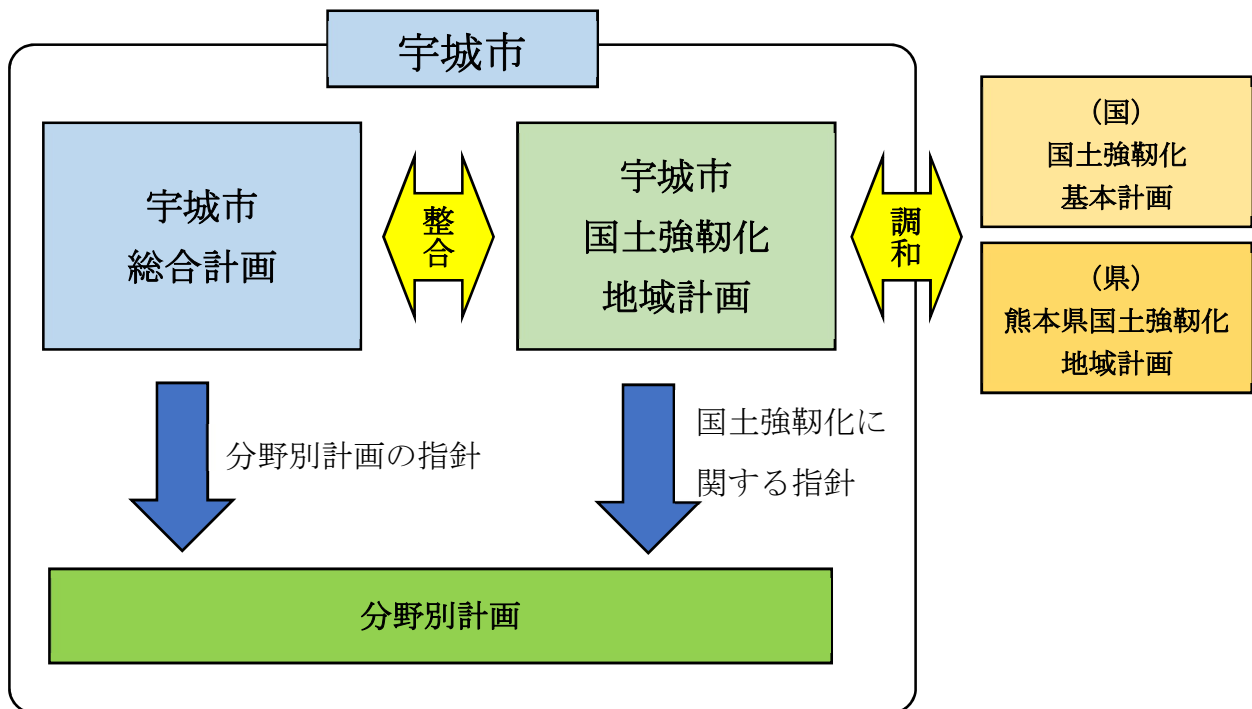
今後、南海トラフ地震をはじめ大規模地震の可能性が指摘されている中、日奈久断層帯が縦断する本市においても、再びこのような大規模災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、災害に強く安全安心な宇城市づくりを着実に推進するため、「宇城市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化の指針として策定する。計画の策定に当たっては、国の基本計画及び県の地域計画との調和を保ちつつ、本市の地理・地形等の地域特性や、過去の災害の教訓を踏まえたものとする。

また、宇城市総合計画との整合を図るものとする。

《策定に当たっての地域計画と他の計画との関係》



3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、以降、国の基本計画に準じて概ね5年ごとに見直しを行う。なお、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本計画では、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」という宇城市の将来像を念頭に、人命を守り、経済社会への被害を迅速に回復する強さをしなやかさを備えたまちづくりを構築するため、次の4点を基本目標に掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱なまちづくりについて、平成11年の高潮被害、平成28年の熊本地震はもとより、東日本大震災などの過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう要因について、あらゆる側面から検討する。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 災害に強いまちづくりにより、力強い地域社会を構築し、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、市内各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つ。
- ④ 国、県及び他市町村との連携体制を構築するとともに、民間との役割分担や協力体制についても、必要に応じて整備を図る。

(2)

効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合

わせて効果的に施策を推進する。

- ② 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ③ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ④ 国、県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、P P P / P F I 等による民間資金の積極的な活用を図り、効率的かつ効果的に施策を推進する。
- ⑤ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。
- ⑥ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進する。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性

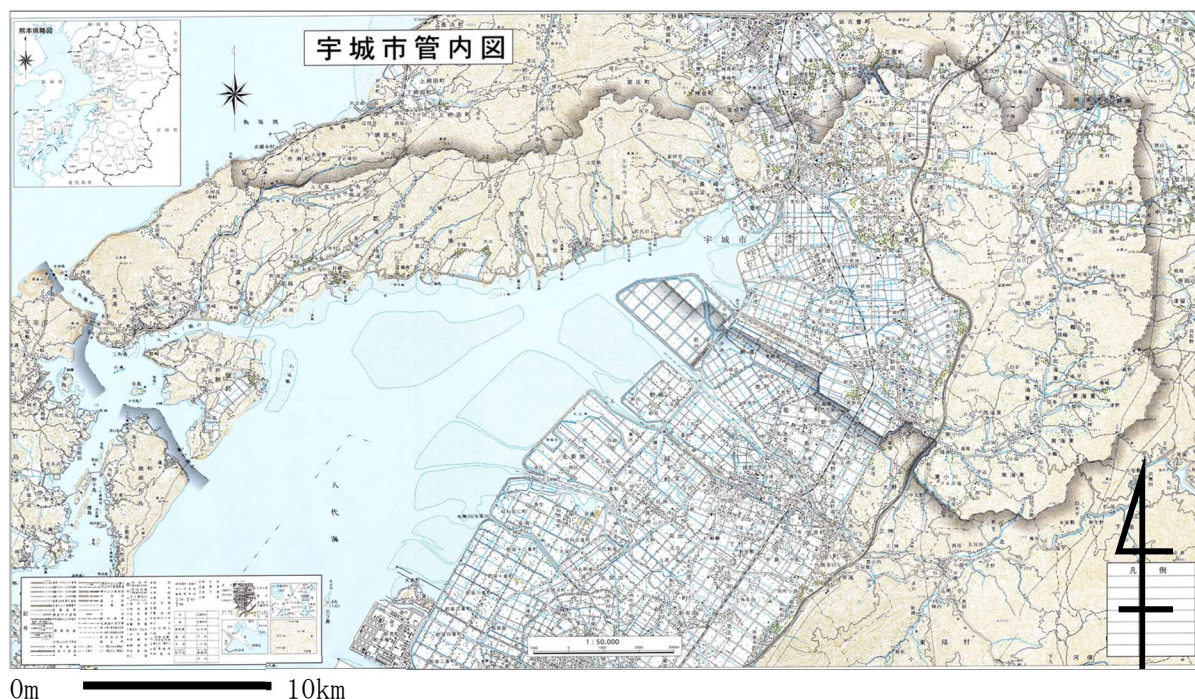
(1) 地理的特性

宇城市は、熊本県のほぼ中央に位置し、東西約 31.2km、南北約 13.7km と東西に長い形状で、面積は 188.6 km²。宇土半島の西側・南側及び八代海北部沿岸から内陸部を占めており、半島部や九州山地に連なる中山間部と、それらに挟まれるように位置する平野部で構成されている。

西部半島部は、標高 200～300mの山々とその山地に付随する丘陵地からなり、山地内には小河川が放射状に発達しており、中央部は、三角州・海岸平野・後背湿地などの低平地が広がる。東部中山間地は、九州山地の入口であり、三方を山稜地に囲まれた小盆地を形成している。

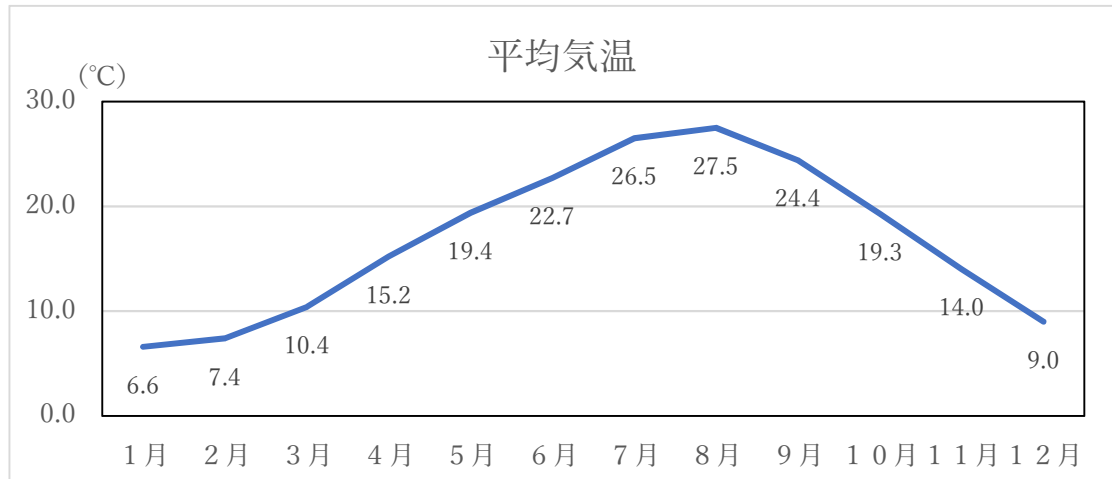
主要河川は、中央部に大野川と砂川、東部に浜戸川が流れている。

不知火海は、南西方向に湾口を開き、北東方向に細長く伸びた遠浅の地形から、高潮が発生しやすい条件を備えている。

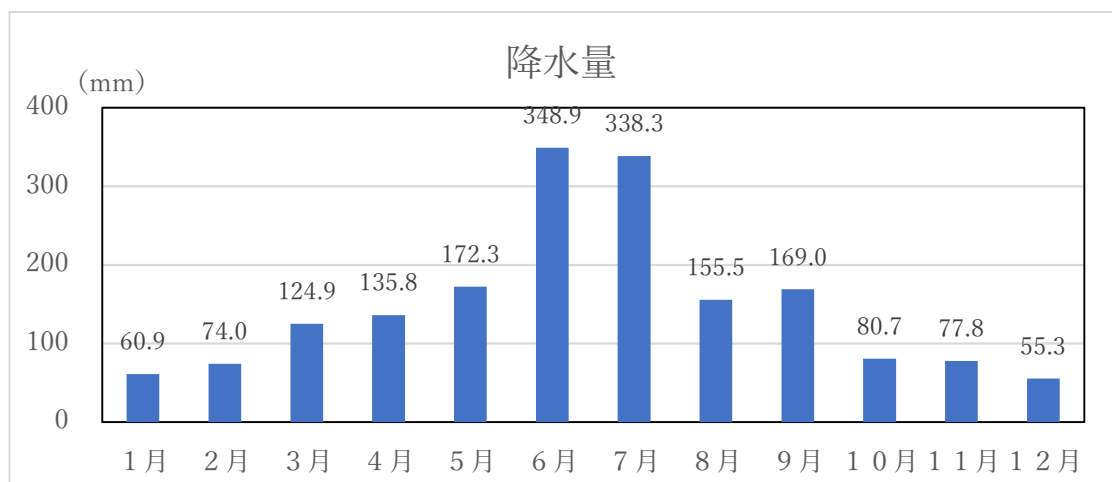


(2) 自然環境

気候は、年間平均気温が 16.9℃と温暖な気候であり、年間降水量は 1,776.4mm で、6月から7月にかけての梅雨時期の降水量が多く、12月から1月の冬季が少なくなっている。



(気象庁統計データ:三角)



(気象庁統計データ:三角)

2 対象とする自然災害

本計画においては、1で示した本市の地域特性及び以下に示す過去に発生した災害を踏まえ、甚大な被害をもたらすおそれのある自然災害を対象とする。

(1) 風水害

本市付近は、台風や低気圧が頻繁に通過し、豪雨・強風の被害の記録が多く残されており、浸水や土石流、急傾斜地における土砂流出、斜面崩壊等が想定される。また、台風に伴って高潮が発生することが多く、不知火海沿岸部の低地では

浸水被害が頻発している。

特に、平成１１年の台風１８号では、中心気圧９５０hpa の強い勢力を保って上陸し、満潮のタイミングが重なったこともあり海水面そのものが押し寄せ、津波と似た特性の高潮が発生し、不知火町で１２人もの犠牲者を出した。

	平成１１年台風１８号	
災害概要	最大瞬間風速	６６．２m/s
人的被害	死亡者	１２人
家屋被害	全壊	４７棟
	半壊	３０棟
	一部損壊	７３８棟
	床上浸水	１６３棟
	床下浸水	１００棟

(2) 地震災害

本市に影響を及ぼす主要活断層としては、日奈久断層帯、布田川断層帯等が存在しており、特に本市の東部を縦断する日奈久断層帯は、マグニチュード７．５程度の地震発生の可能性が指摘されている。

平成２８年４月の熊本地震では、マグニチュード６．５の前震は日奈久断層帯の高野－白旗区間の活動、マグニチュード７．３の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。

また、マグニチュード９クラスの地震である「南海トラフ地震」が発生した場合は、九州各地で甚大な被害が想定されており、本市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

	平成２８年４月熊本地震	
地震概要	前震	マグニチュード６．５
		宇城市震度６弱（最大震度７）
	本震	マグニチュード７．３
		宇城市震度６強（最大震度７）

人的被害	死亡者（災害関連死含む）	1 3 人
	重傷	4 8 人
	軽傷	9 5 人
家屋被害	全壊	5 3 9 棟
	大規模半壊	3 6 2 棟
	半壊	2, 0 3 4 棟
	一部損壊	5, 6 7 5 棟

第3章 脆弱性評価及び対応方策

1 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の地域特性を考慮して8つの「事前に備えるべき目標」と、38の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に 備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
①大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	津波や高潮等による死傷者の発生
	1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備から避難行動の遅れ等による死傷者の発生
②大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
③大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2	防災拠点センターの被災による機能の大幅な低下
④大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	交通インフラネットワークの機能停止
	5-5	食料等の安定供給の停止
⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
⑦大規模な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な被害
⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 評価の実施手順

- (1) 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組の方向性を検討する。
- (2) ①の結果を踏まえ、最悪の事態を回避に向けて今後の施策の推進方針について取りまとめる。
- (3) 施策の進ちょく状況を表す「重要業績指標（K P I）」を検討・設定する。

3 評価の結果及び対応方策

(1) 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生	
脆弱性評価	対応方策
○地域消防防災力の強化 消防活動上重要な耐震性防火水槽並びに消火栓等の消防水利の維持管理及び点検等を計画的に行う必要がある。 地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進を行い、消防団活動の充実強化を図る必要がある。	消防施設等の耐震化等を計画的に整備を進める。 消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実、強化を進める。 常備消防等との合同訓練を実施する。 【防災消防課】
○住宅の耐震化 本市の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。	市営住宅の安全性の向上を図るため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業及び住宅地区改良事業等を推進する。 【都市整備課】
○宅地の耐震化 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。	住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、耐震改修等について財政的な支援を行う。 住宅及び宅地の耐震改修に対する市民への啓発を進める。 【都市整備課】
○給食センターの耐震化及び火災防止 大規模地震等の発生時における発災直後の緊急時においては、宇城市地域防災計画により、炊き出し施設としての使用を計画されているため、施設の倒壊をはじめ、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能	給食センターにおいて、事務職員をはじめ調理員等の安全を確保するとともに、給食センターを発災時の炊き出し施設として使用できるよう、施設の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適

停止や人的被害が拡大しないよう給食センターの耐震化及び防火対策を推進する必要がある。	切な維持管理を推進する。 【学校施設課】
○公園・緑地等の整備 大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、災害発生時の避難・救助活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。	公園・緑地を計画的に配置し、避難場所としても機能するよう整備・充実に努めるとともに、都市公園等の長寿命化対策の計画的かつ確実な整備を進める。 【都市整備課】
○防災訓練の実施 発災時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	発災時の初動対応力を強化するため、公共施設においても、様々な災害を想定した防災訓練を実施し、災害対応業務の習熟や防火設備の機能点検、関係機関との連携強化を図る。 【防災消防課・関係各課】

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
○地域消防防災力の強化【1-1 再掲】	【防災消防課】
○公共施設の耐震化 大規模地震等の発生時、建物の倒壊、天井や空調設備等の非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、市有建築物の耐震化を促進する必要がある。	大規模地震等の発生時、建物の倒壊等を防止するため、宇城市公共施設等総合管理計画に基づき、吊り天井等の非構造部材も含めた市有建築物の耐震化を促進するための統括的な進捗管理及び技術支援を行う。 【公共施設マネジメント課】
○学校施設の耐震化及び火災防止 大規模地震等の発生時、学校施設の倒壊、天井や空調設備等の非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停	学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体

止や人的被害が拡大するおそれがあることから、学校施設の耐震化や防火対策を推進する必要がある。	育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を推進する。 【学校施設課】
--	---

1-3 津波・高潮等による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
○ハザードマップの更新 ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため見直しが必要である。	ハザードマップについて、最新の情報に更新するとともに全戸配布を行い、住民が地域の危険個所を把握できるようにする。 【防災消防課】
○災害対応業務の共有化 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。 【防災消防課・関係各課】
○住民への避難情報の伝達体制の強化 大雨・台風・高潮等、事前予測が可能な災害時においても、対応の遅れ等により人的被害が拡大するおそれがあることから、被害発生前に迅速かつ適切な災害対応ができる体制を整備する必要がある。	大雨・台風・高潮等の事前予測が可能な災害時については、発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、各課が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。 【防災消防課・関係各課】
○要支援者対策の推進 避難勧告等が発令された場合、下記の	日常の民生委員による見守り時に下記

対策を推進しているが、民生委員ひとりで地区の要支援者へ避難を呼び掛けるのは困難である。 ①要支援者の名簿作成 ②災害別要支援者用避難マップの作成 ①に関する課題は、 a. 地区自主防災組織等への名簿提供と個人情報の取扱 b. 登録者の増減に伴う情報精度の確保	の対策を取る。 ①顔の見える関係づくりと、要支援度合の把握に基づく名簿作成と情報更新 ②災害別避難経路の確認とマップ作成 ③上記①、②を自主防災組織や消防団、行政区長と共有した上での訓練の実施や名簿等共有にかかる個人情報の取扱に関する取決め。 【社会福祉課】
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備 大規模災害時、他自治体と本市を結ぶ主要幹線道路が分断され、下記の事象が発生するおそれがある。 ①浸水、冠水等を原因とする渋滞発生等で逃げ遅れ、多数の死傷者が発生 ②支援物資等の指定避難所への未達	指定避難所等、市民を守る施設に至るまでの道路を中心に下記対策を進める。 ①幹線道路の整備及び維持管理・更新 ②橋梁の耐震化 ③浸水想定箇所の道路嵩上げ等冠水対策 【土木課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 大規模災害時、生活道路等の分断や浸水により、下記の事象が発生するおそれがある。 ①一時避難所（集落内の公民館）等への未達による多数の死傷者が発生 ②支援物資等の未達や集落の孤立	集落内及び集落と幹線道路や他集落を結ぶ生活道路を中心に下記対策を進める。 ①生活道路の整備及び維持管理、更新 ②避難に利用する集落間生活道路の２ルート以上の確保 ③船舶等による代替避難方法の確保 ④橋梁・トンネル等の耐震化、補強補修 ⑤道路のり面の崩壊対策 【土木課】
○海岸保全施設・漁港施設の整備・維持管	

理（水門・陸閘の締切） 台風時の高潮や大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤防・海岸保全施設の整備・維持管理を確実に行う必要がある。	津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設の計画的な整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。 【農林水産課】
--	--

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
○ハザードマップの有効活用 ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため見直しが必要である。 洪水に関する警戒情報や避難情報を、市民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。	ハザードマップを最新の情報に更新するとともに全戸配布を行い、住民が地域の危険個所を把握できるようにする。 洪水に関する警戒情報、避難情報等の災害情報を伝達する手段の整備を行う。 【防災消防課】
○浸水被害の防止に向けた河川整備等 市管理河川の流末である県管理河川の改修が途中段階であるため、流下能力の不足が懸念される。 感潮区域においては河川増水と満潮が重なる場合、リスクが大きくなる。 流末の県河川が増水した際は内水被害が発生しやすくなる恐れがある。 施設が未整備であることから、バックウォータ現象の発生が懸念される。	県管理河川において、河道掘削、背水対策、市河川・水路との接続箇所の逆流防止等の必要な整備を要望していく。 (波多川・大野川・明神川・郡浦川) 市管理河川においては、内水対策施設ポンプ等を整備していく。 【土木課】
○要支援者対策の推進【1-3 再掲】	【社会福祉課】
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備【1-3 再掲】	【土木課】

○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○内水ハザードマップの作成 集中豪雨等による雨水の流出量増大に起因した市街地などにおける浸水が予測されることから、浸水被害の軽減を図るための対策を行う必要がある。	下水道の雨水排水能力を上回る雨水流出による浸水被害を軽減させるため、内水ハザードマップを作成する。 作成した内水ハザードマップは、市民へ周知する。 【上下水道課】
○公共下水道雨水幹線等の整備 集中豪雨等による雨水の流出量増大に起因した市街地などにおける浸水被害の解消を図るため、公共下水道雨水幹線等の整備等の対策を行う必要がある。	集中豪雨等による市街地における浸水被害の解消を図るため、重点排水区における雨水幹線およびポンプ場の整備を進める。内水対策ポンプ整備は、長期的な雨水ポンプ場と短期的対策として簡易ポンプ設置及び排水ポンプ車による緊急排水の二面的に内水被害対策を行っていく。 【上下水道課】

1-5 大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態

脆弱性評価	対応方策
○危険箇所の周知徹底 土砂災害警戒区域の指定は完了しているが、土砂災害ハザードマップを活用した危険区域の周知を徹底する必要がある。	ハザードマップを最新の情報に更新するとともに全戸配布を行い、住民が地域の危険箇所を把握できるようにする。 洪水に関する警戒情報、避難情報などの災害情報を伝達する手段の整備を行う。 【防災消防課】

○土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定において、山地・土砂災害対策を進める必要がある。	土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民による住宅金融支援機構の融資制度等を活用した安全な場所への移転を促進する。 【用地管理課】
--	---

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による死傷者の発生

脆弱性評価	対応方策
○災害発生時の伝達方法の構築 災害発生時における自助、共助による対応を構築するため、市民の防災知識や意識の普及に努める必要がある。 避難勧告等の発令において、全地域に発令するのではなく地域性を考慮する必要がある。	自主防災組織の結成推進と強化 災害種別や地区等を考慮した避難勧告等の発令基準の制定 【防災消防課】
○本庁舎の非常用電源整備による通信機能の継続 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	大規模災害時、防災関係機関及び地域防災行政無線の通信を確保するため、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備並びに電力及び燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。 【公共施設マネジメント課】
○学校の災害対応機能の向上 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されな	大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確

いおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。	実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育むとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。 【教育総務課】
○要支援者対策の推進【1-3 再掲】	【社会福祉課】
○避難行動要支援者名簿に登録のない障がい者への情報伝達や周知 大規模災害発生時、避難行動要支援者名簿に登録のない障がい者などには、福祉避難所開設や避難受入先民間事業所などの情報が伝わらず、避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、平時から各障がい者団体や事業所との連携体制を整える必要がある。	大規模災害時、避難等に必要な情報が障がい者やその家族に伝わるよう、障がい者団体への連絡体制や日頃利用している事業所または基幹相談支援センターとの連携体制を整備する。 【社会福祉課】

(2) 大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	対応方策
○災害備蓄品の充実 大規模災害時に想定される避難者に対して早急に提供可能な非常用食料や物資の備蓄量が不足する恐れがある。 大規模災害発生時は、救助活動等に対応することが困難な場合、物資供給が遅	最大避難者を熊本地震時の11,000人を想定する避難者と考え、備蓄計画に基づき、避難者食料、飲料水の備蓄を行う。 【防災消防課】

れる可能性が想定される。	
○炊出しの実施 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止により、生活救援活動の炊き出しの場として給食施設の一部を活用する場合に備え、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して本施設での炊き出しに使用可能な食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。	大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、公共施設での炊き出しに使用可能な機具の把握を確実にするとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。 【学校施設課】
○学校給食施設の耐震化及び火災防止と炊き出し用エネルギー等の確保 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止により、生活救援活動の炊き出しの場として給食施設の一部を活用する場合に備え、想定する米や非常用燃料の備蓄量が確保できる物資納入の運用や施設設備の整備等を行う必要がある。	宇城市地域防災計画等により、想定する炊出食数を確保できる米を常時備蓄する。 また、政府推奨の備蓄期間である緊急対応期の発災後 3 日間の炊き出し対応可能な施設内機器の稼働を可能とする非常時設備等の燃料を常時備蓄する。 【学校施設課】
○医薬品・医療機器等の要請 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。	大規模災害時、医薬品・医療機器を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施する。 県が締結している協定団体や内容を確認し災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。 【健康づくり推進課】
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○避難用道路の応急復旧	

大規模災害時、土砂・がれき・倒壊家屋等による道路の分断が発生し、避難ができないおそれがある。	大規模災害時に土砂・がれき・倒壊家屋等により分断された道路を緊急的に通行できるよう、建設業協会等の民間事業者との協定締結及び連携体制強化を進める。 【土木課】
--	--

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

脆弱性評価	対応方策
○防災拠点の整備 拠点となる避難所、防災拠点センターを確保する必要がある。 1000年に1度の大規模災害(浸水想定)等を想定し、広域避難を検討する。	市内6か所の防災拠点センターを防災の拠点として整備・運営する。 広域避難等を考え近隣市町村との災害協定を締結する。 【防災消防課】
○指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能の強化 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所として指定された学校施設等については、給排水設備、電気・ガス設備、情報通信設備、衛生設備、空調設備、備蓄設備等を含めた防災機能の強化を推進する。 【学校施設課】
○指定避難所・指定緊急避難場所のバリアフリー化 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営に際し、高齢者や障害者等の出入り等に支障をきたさない対策を講ずる必要がある。	大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所として指定された学校施設等については、段差の解消や多機能トイレの整備等のバリアフリー化を推進する。 【学校施設課】

○復興住宅へのマンホールトイレの設置 大規模災害発生時には、トイレ等の機能が使用できないこと等が想定される。	大規模災害発生時にトイレ等を確保するため、住民に対し復興住宅に備付けのマンホールトイレや、かまどベンチ等施設の周知を図る。 【都市整備課】
○指定避難所で安定した生活を送ることが困難な方の受入れ体制整備 民間社会福祉施設等と協定を締結し、要援護者を受け入れる体制を整える必要がある。	協定の締結にあたって、条件（施設、人員、物資備蓄等）を整理して審査票等の作成を行い、協定の相手方が事前に受け入れ体制が担保されているかを確認する。 【高齢介護課】
○避難所運営に関するマニュアルの作成 防災拠点センターの建設後、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルの見直しが必要がある	防災拠点センターの建設後、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルの見直しを行う。 【社会福祉課】
○代替避難所への避難ルート確保に向けた道路整備 大規模災害時、指定避難所の被災又は避難所ので受入人員を超過した場合、代替施設となるグラウンドや公共施設への避難が必要だが、幹線及び生活道路の分断により、避難が不可能になり、多数の死傷者が発生するおそれがある。	指定避難所から代替施設となるグラウンドや公共施設への避難ルート確保及び整備を進める。 【土木課】

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

脆弱性評価	対応方策
○孤立集落等発生時の備蓄品・通信手段の確保 災害時に想定される必要量に対して、行政区、自主防災組織が備蓄している非	災害発生後3日分の非常用食料を日常的に備蓄するよう啓発する。 各行政区に対し、自主防災組織の拠点

常用食料や物資の備蓄量が不足している。 孤立集落となり得る自治会の倉庫等整備状況を把握できていない。 電話回線切断時の通信手段を確保する必要がある。	となる倉庫の整備を推進する。 複数の通信手段を確保する。 民間倉庫等の有効活用を図る。 【防災消防課】
○要支援者対策の推進【1-3 再掲】	【社会福祉課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

脆弱性評価	対応方策
○公的機関の連携強化 災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、受援計画の策定を行う必要がある。 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練を実施しているが、連携訓練までは至っていない。	災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる。 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。 【防災消防課】
○要支援者対策の推進【1-3 再掲】	【社会福祉課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○避難用道路の応急復旧【2-1 再掲】	【土木課】

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価	対応方策
○業務継続計画（BCP）の見直し	

被災により、職員、庁舎、ライフラインなど、資源に制約がある状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、すでに策定している業務継続計画を適宜見直していく必要がある。	大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火、救急・救助活動が行える体制を整備するとともに、業務継続計画の見直しを行う。 【防災消防課】
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備【1-3 再掲】	【土木課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備【1-3 再掲】	【土木課】

2-6 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

脆弱性評価	対応方策
○帰宅困難者への支援 市内で就業、就学する者が大規模災害時に帰宅できない場合が予想される。	最大避難者を熊本地震時の11,000人と考え、備蓄計画に基づき水・食料水の備蓄を行う。 【防災消防課】
○避難用道路の応急復旧【2-1 再掲】	【土木課】

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価	対応方策
○医療機関の情報収集（県との連携） 医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要がある。	大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動が続けられるように、災害時医療救護マニュアルを県と確認し連携を強める。 【健康づくり推進課】

2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	対応方策
○感染症の発生・まん延防止 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症の発生、避難所の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。 ○避難所等の保健衛生・健康対策 高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。 ○エコノミークラス症候群の予防 住民に対して、エコノミークラス症候群等の危険性を周知する必要がある。	宇城市避難所・福祉避難所マニュアル、熊本県災害時保健活動マニュアルをもとに関係機関等による訓練・予防等の取り組みを行う。また、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度や役割等について広報を行い、理解の促進を図る。 なお、新型コロナウイルス等の感染症対策として、感染症対策避難所運営マニュアルに即した避難所運営につとめる。 【健康づくり推進課・社会福祉課】

(3) 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	対応方策
○業務継続計画（BCP）の見直し	

【2-5 再掲】	【防災消防課】
○学校における業務のスリム化と業務継続計画（BCP）の策定 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。	大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、市町村の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。 【教育総務課】
○本庁舎の大規模災害発生時における機能確保及び感染症対策 大規模災害時、本庁舎は災害対策本部が設置される施設としての位置づけである。また、災害に係る問い合わせや、様々な災害対策業務が発生し、行政の現場が混乱することが予想される。さらに、平時より不特定多数の来庁者が訪れることが予想されるため、行政施設としての機能を平時から確保しておく必要がある。	大規模災害時、本庁舎における ZEB 化促進のための各種設備の整備や感染症対策、施設内のユニバーサルデザイン化を施す等、本庁舎施設としての設備機能確保及び整備を図る。 【公共施設マネジメント課】

3-2 防災拠点センターの被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	対応方策
○防災拠点の整備 【2-2 再掲】	【防災消防課】
○避難用道路の応急復旧 【2-1 再掲】	【土木課】

(4) 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価	対応方策
○長期停電途絶等への対策 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、長期電源途絶等への対策を講ずる必要がある。 非常用発電機を設置している施設の中には、十分な電気量を供給できる能力を備えていないものがある。	市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置 と発電容量の適量化 を進める。 【防災消防課】
○本庁舎の非常用電源整備による通信機能の継続 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	大規模災害時、防災関係機関及び地域防災行政無線の通信を確保するため、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。 【公共施設マネジメント課】

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

脆弱性評価	対応方策
○避難用道路の応急復旧 【2-1 再掲】	【土木課】

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

脆弱性評価	対応方策
○緊急時の情報伝達手段の確保 屋外スピーカー、戸別受信機、宇城市防災メールなどを活用した防災行政情報を、速やかな危険区域の絞り込みと市民や観光客への迅速かつ的確に伝達する体制を整備する必要がある。	防災情報一括送信システムの整備や情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できる

	よう、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。 【防災消防課】
--	--

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価	対応方策
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

脆弱性評価	対応方策
○災害時の集出荷体制の構築 大規模災害時のカントリーエレベーター、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設の被災により、農作物の出荷等が停止するおそれがある。また、個々の農業施設の被災により、農業経営が困難になるおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。	大規模災害時の農作物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組を推進する。 【農政課】
○農業施設の耐候性等の強化 強化型ハウスの導入数が少なく、農業施設の気象災害等による被災により営農力が低下するおそれがある。	農業施設の被災による営農力低下を防止するため、気象災害等に強い耐候性強化型ハウスの導入を推進する。 【農政課】

○収入保険への加入促進 災害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。	大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、収入保険加入を推進する。 【農政課】
○農地等災害復旧並びに団体営農業基盤整備 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。	地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。 【農林水産課】
○土地改良施設の保全 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。 維持管理を行う土地改良区職員に技師がいない。	地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。 維持管理を行う土地改良区への技術的支援を行う。 【農林水産課・国営事業推進課】
○漁港の防災対策 大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要がある。	大規模災害時、漁港施設の耐災性の強化を図るため、外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐津波対策を推進する。 【農林水産課】
○漁業共済への加入促進 風水害などにより、漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、漁業経営安定のためセーフテ	大規模自然災害が発生しても、漁業経営の安定を図るため、漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を

インターネット機能を確保する必要がある。	果たすよう、漁業共済加入を促進する。 【農林水産課】
----------------------	-------------------------------

5-4 交通インフラネットワークの機能停止

脆弱性評価	対応方策
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備【1-3 再掲】	【土木課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】

5-5 食料等の安定供給の停止

脆弱性評価	対応方策
○炊き出し用食料の確保 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止により、生活救援活動の炊出しの場として給食施設の一部を活用する場合に備え、想定する米の備蓄量が確保できる物資納入の運用計画を整える必要がある。	宇城市地域防災計画等により、想定する炊出食数を確保できる米を常時備蓄する。 【学校施設課】
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備【1-3 再掲】	【土木課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○避難用道路の応急復旧【2-1 再掲】	【土木課】

- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を

図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止

脆弱性評価	対応方策
○電力供給体制の確保 災害時には、電力供給が途絶する可能性がある。	九州電力宇城配電事業所と電気の災害復旧に関する協定を締結。 電力供給に関しても防災訓練を行う。 【防災消防課】
○学校給食施設の炊き出し用エネルギー等の確保 大規模災害時、施設運用に必要なエネルギー供給が長期間途絶する場合には、炊き出し施設の機能を維持できないおそれがあることから、各事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。	大規模災害に備え、設備の耐災性や必要備蓄量を確保するとともに、エネルギー供給の途絶が長期化する場合は、炊き出し機能の維持に必要なエネルギー源を早急に確保するため、平時から各事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。 【学校施設課】

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止

脆弱性評価	対応方策
○災害時の飲料水の確保 熊本地震規模の地震の発生時には、上下水道の安定した供給停止ができないことが予想される。	備蓄飲料水を確保する。 生活用水として、防災井戸を設置する。 【防災消防課】
○学校給食施設における炊き出し時の受水設備の整備 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、水道管理者との	大規模災害に備え、屋外受水槽の耐災性を確保するとともに、給水途絶した場合は、炊き出し機能の維持に必要な水量

大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。	を早急に確保するため、平時から水道施設管理者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。 【学校施設課】
○上水道施設等の耐震化及び管路更新 ○上水道施設台帳の整備 ○緊急時のマニュアル作成 水道管の破損等により、飲料水等の不足が予想される。各家庭や事業所等での備蓄が必要となる。また、避難所等に飲料等の支援物資の円滑な供給ができる体制を整えておく必要がある。	 市の備蓄方針の見直しを行い、必要な飲料水等の備蓄量を確保する。また、ライフラインの早急な復旧が望まれるため、災害時における施工業者等との協定の締結を行う。 【上下水道課】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	対応方策
○災害時のマンホールトイレの確保 廃棄物処理施設の停止により、被災後に発生した廃棄物処理が滞るおそれがある。	 マンホールトイレや仮設トイレの設置により、汚物を浄化槽に一時的に溜め、廃棄物処理施設への流入を防ぐ。 【防災消防課】
○下水道施設等の耐震化及び改築更新 ○下水道 BCP 体制の整備 ○合併浄化槽の復旧体制構築 下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがある。機能停止に伴い、代替による機能を実施する体制を整備する必要がある。 浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがある。機能停止に伴い、単独浄化槽から合併浄化槽への切替に早期復旧を図る必要があ	 下水道施設等の耐震化及びストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。 避難所等におけるマンホールトイレの整備を促す。 宇城市下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を排除・処理する体制を整える。

る。 下水道施設の被災による衛生面の悪化により、感染症等の大規模発生が起きるおそれがあるため、災害時の機能確保及び早期回復を図る体制を常時、構築しておく必要がある。	【上下水道課】 補助金制度や啓発活動を通じてさらなる合併浄化槽への切り替えを促進する。 浄化槽保守点検業者と協力し、早期復旧体制を整える。 【衛生環境課】
○機能停止時における代替体制の整備 大規模災害時、下水道施設および施設内排水処理設備等への被害の発生により、放流不能となる恐れがあることから、施設の耐震化等を推進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。	大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、施設の耐震化を推進するとともに、適切な維持管理をはじめ、平時から下水道施設管理者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。 【学校施設課】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価	対応方策
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○通行不能となった道路の情報を発信する体制の強化 大規模災害時、通行不能となった道路がある場合、混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。	通行状況が大きく変化する災害時に、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の構築及び情報発信体制の強化を推進する。 【用地管理課】

(7)大規模な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価	対応方策
○地域消防団との連携強化 市街地で火災が発生した場合、延焼の可能性はある。	大規模火災の発生に備え、消防団の非常招集訓練や、消防団と消防署の連携訓練を実施する。 消防団、消防署及び警察署との連携強化、消防団の広域連携を推進する。 【防災消防課】

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価	対応方策
○沿道建築物の耐震化、通行空間の確保 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。	大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、耐震診断、耐震改修等を進める。【都市整備課】
○被災建築物等の迅速な把握 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。	大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。 【都市整備課】

7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	対応方策
○農業用ため池の維持管理	

大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。	ため池管理者による日常管理や、緊急体制の整備、ため池ハザードマップの作製等、ため池の適正な維持管理を推進する。 【農林水産課】
○農地等災害復旧並びに団体営農業基盤整備 大規模災害時に、農業用施設の崩落等による災害が発生し、下流側に被害が発生するおそれがあり、農業用施設の安全性の確保が必要である。	大規模災害時に農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用施設の点検や改修の必要性の判定を行い計画的に改修を進めるとともに、造成後複数年経過している施設については、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。 【農林水産課】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価	対応方策
○農業施設燃料等流出に対応する機材の整備 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。	有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ農業関係施設の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県、JA 及び農業関係者と連携した取組みを進める。【農政課】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	対応方策
-------	------

○農業生産基盤の整備及び保全管理 ○鳥獣被害対策の推進 耕作放棄地及び鳥獣被害の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の整備及び鳥獣被害防止等を図る必要がある。	国営、県営事業等による区画整理及び農業用排水（排水機場）を整備し、湛水被害の解消、水田の汎用化、農作業の効率化を行い、耕作放棄地の解消を行う。 多面的機能支払制度の活用や土地改良区による保全管理体制の構築を進め、農地等の保全管理を行う。 【国営事業推進課、農林水産課】 日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。また、猟友会と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進する。 【農政課】
○中山間地域の振興 国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。	中山間地域においては、多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを推進する。 【農政課】
○適切な森林整備の推進 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、災害等による荒廃を防ぐために、適切な森林整備を進めていく必要がある。	森林を有する地域においては、荒廃による大規模災害を防止するため、植栽、保育、間伐等の維持管理を適正に行い森林の保全を図る。 地理的不利地等の林業的な取組で対応

	できない森林については、公的な関与を進めることも必要である。 【農林水産課】
--	---

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な被害

脆弱性評価	対応方策
○風評被害対策 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。	関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。 【農政課】

- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策
○学校における人材の育成 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。	大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。 【教育総務課】
○被災建築物等の迅速な把握 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。	大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよ

	う、人材を確保・育成する。 【都市整備課】
--	--------------------------

8-2 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策
○市営住宅の政策空き家の確保 住家を失った被災者の生活再建が大幅に遅れた場合に、生活再建を進められる状況を整えるための一時的な住居を確保する必要がある。	住家を失った被災者が、生活再建を進められる状況を整えるための一時的な住居として、県から仮設住宅の譲与を受け、再建住宅として活用する。＜備え付けの家財（エアコン・ガスコンロ・カーテン・給湯器・照明）あり＞ なお、市営住宅の政策空き家も活用する。 【都市整備課】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策
○地域と学校の連携 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から地域における学校のコミュニティ力を強化する必要がある。	大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。 【教育総務課】

8-4 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	対応方策
○避難・応急対策活動を支える骨格的なネットワーク（道路）整備【1-3 再掲】	【土木課】

○避難・応急対策活動を支えるきめ細やかなネットワーク（道路）整備 【1-3 再掲】	【土木課】
○避難用道路の応急復旧 【2-1 再掲】	【土木課】

第4章 計画の推進

本計画においては、8つの事前に備えるべき目標に対し、この達成を妨げる38の起きてはならない最悪の事態を設定して対応方策を掲げた。

限られた資源の中で、効率的・効果的に強靱化を進めるためには、プログラムの重点化を行いながら進める必要がある。そのため、影響の大きさ、緊急度、本市の特性等を踏まえ、14の重点化するプログラムを選定した。

また、本計画に基づき強靱化を着実に進めるため、重点化するプログラムについて重要業績評価指標（KPI）を用いて施策の進ちょく状況等の把握を行うこととする。

なお、対応方策に基づく具体的な取組を別紙のとおり定める。

重点化するプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-3	津波・高潮等による死傷者の発生
		1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
3	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-4	防災拠点センターの被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7	大規模な二次災害を発生させない	7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重要業績指標（K P I）一覧

リスク シナリオ	項目名	現状値	目標値	関係課
1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる				
1-1	消防団員数	1,579 人 (H31)	1,579 人 以上 (R5)	防災消防課
1-2	消防団員数（再掲）	1,579 人 (H31)	1,579 人 以上 (R5)	防災消防課
	市有建築物の耐震化率	67.5% (H27)	95% (R2)	公共施設 マネジメント課
	避難訓練実施率	100% (R1)	100% (R6)	健康づくり 推進課
1-3	ハザードマップの更新・配布	H27 年度	R5 年度 全戸配布	防災消防課
	道路網整備率（県）	83.5% (H28)	87.8% (H31)	土木課
	橋梁点検率（県）	100% (R1)	100% (R6)	土木課

	トンネル点検率（県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
1-4	ハザードマップの更新・配布（再掲）	H27 年度	R5 年度 全戸配布	防災消防課
	災害情報伝達手段の整備	防災行政無線、登録型メール、LINE、HP、Lアラート（H31）	新たな情報伝達手段の整備（R5）	防災消防課
	雨水ポンプ場整備率	0%（R1）	100%（R12）	上下水道課
	内水ハザードマップ整備率	0%（R1）	100%（R3）	上下水道課
	道路網整備率（再掲_県）	83.5%（H28）	87.8%（H31）	土木課
	橋梁点検率（再掲_県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
	トンネル点検率（再掲_県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
2 大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われる				
2-1	避難所食料備蓄数	食料 5,442食（R1）	食料 22,000食（R4）	防災消防課
	道路網整備率（再掲_県）	83.5%（H28）	87.8%（H31）	土木課
	橋梁点検率（再掲_県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
	トンネル点検率（再掲_県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する				
3-3	業務継続計画の見直し	年 1 回（R1）	年 1 回（R5）	防災消防課
3-4	防災拠点センターの整備	0 か所（R1）	6 か所（R2）	防災消防課
	道路網整備率（再掲_県）	83.5%（H28）	87.8%（H31）	土木課
	橋梁点検率（再掲_県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
	トンネル点検率（再掲_県）	100%（R1）	100%（R6）	土木課
4 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する				
4-1	非常用発電機設置施設数	0 か所 （72H 対応：R1）	6 か所 （72H 対応：R2）	防災消防課
	本庁舎用非常用電源整備	0 か所（72H 対応：R1）	1 か所（72H 対応：R4）	公共施設 マネジメント課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない				
5-5	排水機場の点検数	19 件 (R1)	19 件 (R6)	農林水産課
	漁業施設の長寿命化計画策定率	42% (R1)	100% (R6)	農林水産課
	漁業共済加入率 (県)	71.1% (H28)	90% (R3)	農林水産課
	道路網整備率 (再掲_県)	83.5% (H28)	87.8% (H31)	土木課
	橋梁点検率 (再掲_県)	100% (R1)	100% (R6)	土木課
	トンネル点検率 (再掲_県)	100% (R1)	100% (R6)	土木課
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				
6-1	公共施設での非常用発電機整備	0 か所 (72H 対応 : R1)	6 か所 (72H 対応 : R2)	防災消防課
6-2	備蓄飲料水	500ml・5,520 本 (R1)	500ml 22,000 本 (R4)	防災消防課
	防災井戸整備	0 か所 (R1)	7 か所 (R2)	防災消防課
	水道普及率	80.9% (H30)	100% (R12)	上下水道課
6-3	防災拠点センターへのマンホールト イレ設置	0 か所 (R1)	6 か所 (R2)	防災消防課
	汚水処理普及率	82.8% (H30)	100% (R12)	上下水道課
7 大規模な二次災害を発生させない				
7-3	防災重点農業用ため池ハザードマッ プ作製割合	17.9% (H30)	100% (R3)	農林水産課
7-5	遊休農地面積	372.9ha (H29)	363.0ha (R5)	農業委員会 事務局
	イノシシ・シカ捕獲数	2,353 頭 (R1)	3,200 頭 (R2)	農政課